

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴う「社債等に関する業務規程」等の一部改正等について

1 改正の趣旨

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号。以下「株式等決済合理化法」という。）により投資信託受益権の分割及び併合の取扱いが可能となることに伴い、別紙のとおり「社債等に関する業務規程」（以下「規程」という。）及び「社債等に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部を改正する。また、これに併せて規定の体系整備等を行うこととし、「加入者集会及び加入者保護信託に関する業務規程」を別に定めることに伴い規程及び規則の一部を改正するほか、「社債等振替制度に係る手数料及びその料率」に代えて「社債等振替制度に係る手数料に関する規則」を制定する。

2 改正の概要

(1) 投資信託受益権の分割及び併合に係る規定の新設について

株式等決済合理化法の施行に伴う改正後の「社債、株式等の振替に関する法律」（平成 13 年法律第 75 号）において取扱いが可能となる投資信託受益権の分割及び併合に係る規定について新設する。（規程第 2 条、第 8 条の 3、第 58 条の 61 から第 58 条の 72 まで、平成 19 年 1 月 4 日改正規程附則第 2 条、第 5 条、規則第 27 条の 60 から第 27 条の 63 まで関係）

(2) 株式等決済合理化法の施行に併せた規定の整備について

- ① 「加入者集会及び加入者保護信託に関する業務規程」を別に定めることに伴い、加入者集会及び加入者保護信託に係る規定について所要の改正を行う。（規程第 59 条の 2 から第 59 条の 13 まで、第 62 条から第 64 条まで関係）
- ② 社債等振替制度に係る手数料の取扱いを明確にするため、「社債等振替制度に係る手数料に関する規則」を別に制定し、「社債等振替制度に係る手数料及びその料率」を廃止する。（規程第 17 条、第 28 条、第 59 条関係）
- ③ 引用する法令の名称を変更するほか、目次を新設する等所要の改正を行う。

3 施行日

株式等決済合理化法附則第 1 条本文に規定する同法の施行の日（平成 21 年 1 月 5 日）から施行する。